

明石市議会議員の皆様へ

政策提言市民団体 市民自治あかし

明石市議会の活性化に関わる公開質問書

平素は明石市政の発展のためにご尽力いただき、ありがとうございます。

私たちは、政策提言市民団体として明石市政や議会改革についてさまざまな提言活動を行ってきました。とくに、一昨年（2014年）4月に議会基本条例を施行された明石市議会に対しては、昨年4月の改選以来、6月、9月、12月、今年3月の定例会ごとに議会改革に関わる請願書を提出させていただきました。ほとんどは、議会自らが制定された議会基本条例に定めた議会運営のあり方を遵守していただくように求めたものですが、市民の目から見て納得のできる議論が行われぬまま、不採択にされました。

私たちは、2007年の議会基本条例制定の検討が始まった時期から明石市議会が「議会と議員のあるべき姿」を議論し、市民に提示されたうえで自治基本条例、議会基本条例を制定されてきた経緯を高く評価し、議会への期待感を高めてきました。しかしながら、その後の議会運営の展開は、2つの基本条例に照らすと戸惑うばかりです。

市民が期待する議会運営が行われることを願って、以下の点について議員各位のご意見をいただきたく、ご質問させていただきます。この質問書と回答は広く市民に公開し、市民の議会への関心が高まるように情報提供したいと思っています。忌憚ないご意見を賜りますよう、お願い申し上げます。

ご回答は、4月20日までに別紙回答用紙にて f a x でいただきますよう、お願い申し上げます。

【質問 1】

この3月市議会に提出した「市議会だよりの抜本的改革を求める請願」は、審査を付託された議会運営委員会では質疑、討論がいずれも行われぬまま、いきなり会派の態度表明が行われ、賛成少数で請願は不採択とされました。本会議では、委員長報告では不採択の理由がまったく説明されないまま、2会派2名の議員による請願への賛成討論が行われましたが、反対討論が一人もないまま賛成少数で不採択になりました。

このような審議のあり方は、市民から見ると不可解千万です。上程された議案への反対理由を明確にすることなく、採決で葬り去るのは市民への説明責任を欠き、「言論の府」「合議体」として議員相互の自由な討議を重視して合意形成に努めることを定めた議会基本条例に著しく反した態度に思えます。

理由を示さず請願の採択に反対するという点について、どのように思われますか？

【質問 2】

議会運営に関する請願を3回提出しましたが、審査を付託された議会運営委員会では請願人代表が請願理由を陳述した後、いきなり委員長から事務局見解を求められました。条例や法規の解釈ではなく、議会基本条例に沿った議会運営を行うように求めた請願です。

今回の「市議会だよりの」改革についても、「議員で構成する編集委員会の方針を決め、議長の指示のもとで事務局が編集している」（事務局見解での説明）にもかかわらず、議員間で議論するより前に「事務局の見解」を求め、請願採択に反対した議員の多くは「事務局見解にもあった通り…」と事務局見解に依拠した発言が目立ちました。

市民の目からすれば、議会運営は議員が行うのではなく、事務局の見解に沿って行われているよう

に映ります。行政施策に関わる請願の場合に、理事者側の見解を聞いてから議論するのは理解できませんが、議会運営について事務局見解を求め、それに依拠して発言するのでは議会の存在意義は薄れませんか。

このような委員会運営および審議の進め方について、どのような見解をお持ちでしょうか？

【質問 3】

委員会における議案の審議は、通常、議案を提出した理事者側あるいは議員に対して質疑応答することから始まります。議案の説明→質疑→討論→採決に至る手順で行われるものだと思いますが、4回にわたる請願書の審議では請願者の10分間の陳述後、請願者に対する質疑はほとんど行われず請願者の発言を封じ、議員間の討議もほとんど行われませんでした。それどころか、請願に賛成する議員が反対する議員に質問したり反論しても、委員長が討論を遮り、早々と採決に入りました。

議会基本条例に定めた「議員相互の自由な討議を重視して合意形成に努める原則」（基本条例第3条）および「市民参加により、市民に開かれた議会を目指す」「議会の議決について、市民に対する説明責任を果たす」（同第2条）「請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、適切かつ誠実に取り扱う」（同第5条）の規定に反したこれらの議会運営について、どのようにお考えですか？

【質問 4】

3月議会における請願の委員会審議で、市議会だよりの抜本改革を求めたのに対し、請願採択に反対された複数の議員が「インターネットによる録画放映やケーブルテレビの中継もある」とし、全世帯の4割近くがケーブルを引いていると数字を挙げて反論らしき発言をされました。

インターネットの録画中継は本会議だけです。そのアクセス数がいかに低いかを認識した上のことなのか。4割の世帯が加入しているとされたケーブルテレビの加入世帯の7割は難視聴対策による再送信世帯で、ケーブルテレビによる本会議中継番組を視聴できるチャンネルは「ミルルチャンネル」という、一般にはあまり知られていないチャンネルです。カラー刷りで全戸配布している「市議会だより」が唯一無比の議会広報媒体であることを、どのように認識されているのか伺いたい。

また、請願に賛成した未来創造明石の議員が主張されたように、議会広報に発言者氏名を載せていないのは県内29市のうち明石と姫路、赤穂の3市のみです。12の町議会はずべて掲載している現状をどのように見ておられるのか？ 「議会広報には、個々の議員の発言を載せない」ということの根拠と正当性を、自信を持って主張できるのかどうか、伺いたい。

以上